

船舶の供給電圧に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 H 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

船舶の供給電圧に関する事項

改正理由

- (1) 本会規則においては、国内基準に従い、供給電圧が交流 500V を超え、15,000V 以下の電気設備を高圧電気設備に分類している。一方、国際規格である IEC 規格及び IACS 統一規則 E11 においては、供給電圧が交流 1,000V を超え、15,000V 以下の電気設備が高圧電気設備に分類されている。

現状、国際規格等において高圧電気設備に該当しない 500V を超え、1000V 以下の電圧を採用する船舶の需要があることから、規定電圧の統一を図る目的で関連業界より国際規格及び当該統一規則と同様の取扱いとすることが要望されている。

今般、上記国際規格等を参考に関連規則を改めた。

- (2) 従来、本会規則においては、遮断器、電磁接触器等の電気機器における形式試験の要件は、高電圧に対応したものが少量であり、使用実績も少なかったことから、原則として交流 500V 以下の電路に用いられる電気機器を対象としていた。

近年、船舶における給電電圧の高電圧化が進み、高電圧に対応した電気機器の数も増加してきたことから、今般、高電圧に対応した電気機器についても形式試験の対象品目とすべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 高圧電気設備に関する要件について、供給電圧が交流 1,000V を超え、15,000V 以下の電気設備に対して適用するよう改めた。
- (2) 電気機器の形式試験において、高圧電路に用いられる電気機器も対象となるよう改めた。